

KEYWALKER

CX Schedule for Domino

## 使用許諾契約書

上部に記載された株式会社キーウォーカー（以下、「キーウォーカー」といいます。）のソフトウェア製品（以下、「本ソフトウェア」といいます。）の使用権（以下、「ライセンス」といいます。）を購入された法人、団体のみなさま（以下、「お客様」といいます。）へのご注意：

本使用許諾契約書（以下、「本契約書」といいます。）は、本ソフトウェアに関してお客様とキーウォーカーとの間に締結される法的な契約書です。お客様は、本ソフトウェアライセンスのご購入申し込み前に本契約書の内容を確認する手段やその機会があった場合はキーウォーカーにご購入を申し込んだ時点、あるいはご購入申し込み前にその手段や機会がなかった場合は、ライセンス証書に受領した時点で、本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。よって、以降は、返品および返金は一切受け付けません。本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。本ソフトウェア製品はその利用を許諾されるもので販売されるものではございません。これらの使用条件に同意できない場合は、本ソフトウェアを使用することはできません。

### 1. 定義

(1) 「ライセンス」とは、本契約書で許諾された範囲内において本ソフトウェアを利用することができる権利をいいます。

### 2. 使用範囲

本契約書はお客様に対し以下の権利を許諾いたします。

(1) お客様は、ライセンスで許諾されたサーバー数、ユーザー数を超えない範囲で本ソフトウェアを使用することができます。なお、お客様はライセンスで許諾されたサーバー数、ユーザー数を超えない範囲でソフトウェア保守ライセンスをご購入・ご契約することができます。

### 3. その他の条件

(1) お客様は、以下の各号に記載の目的においてのみ本ソフトウェアを複製することができます。

①お客様の入力されたデータをバックアップする目的、ただし、バックアップを目的とし

た複製物は、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、お客様の保有するもの、第三者の保有するもの、を問わず、いかなるコンピュータ上においても並行して使用されないことを条件とします。

②本ソフトウェアの修正プログラムが、お客様ご利用の本ソフトウェアや、お客様のご利用環境と適合するか否かを事前にテストする目的、ただし、適合テストを目的とした複製物は、一時的な適合テストを行なうためにのみ使用されるものであって、恒常的に使用されないことを条件とします。従って、適合テストの終了後は、速やかに破棄するものとします。

(2)お客様は、本ソフトウェアをお客様の所有する他のサーバーコンピュータに移管することができますが、本ソフトウェアは、移管前のサーバーコンピュータからすべて消去されなくてはなりません。

(3)お客様は、本ソフトウェアを第三者に対して頒布等を行なうことは一切できません。

(4)お客様は、本ソフトウェアの貸与、リース、担保設定等を行なうことはできません。また、ライセンスを譲渡、転売、付与、あるいはその使用を再許諾することはできません。よってお客様はいかなる状況においても、お客様以外の法人または団体の構成員、その他個人に対して、本ソフトウェアを使用する権利を与えることはできません。

(5)お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、または本ソフトウェアの派生ソフトウェアを作成することはできません。また、本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳することはできません。

(6)本契約書は、お客様に対し、キーウォーカーの商標またはサービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではありません。本契約書で明記されていない権利については、キーウォーカーに留保されます。

#### 4. 本契約の解除および終了

(1)お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、キーウォーカーは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。

(2)本契約が解除となった場合、お客様は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。

(3)本契約の解除に伴って本ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、キーウォーカーは一切責任を負いません。

#### 5. 保証の制限

(1)キーウォーカーは、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、本ソフトウェアに瑕疵（いわゆるバグ、

構造上の問題等を含む) が存していた場合にこれが修正されること、のいずれも保証いたしません。

(2) キーウォーカーは本ソフトウェアの機能および本ソフトウェアに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。

(3) キーウォーカーの口頭又は書面等による一切の情報又は助言は、新たな保証を行ない、又はその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。

(4) キーウォーカーは、本ソフトウェアの配給媒体（ソフトウェアの記録媒体、ライセンス証書、その他説明書等）に物理的な瑕疵がある場合、キーウォーカーは交換により対応するものとします。このとき、提供される代替品はキーウォーカーによって選択されるものとし、交換前のものと同じの内容であることの保証はいたしません。ただし、これらの場合、お客様は本ソフトウェアと、その購入を証するものの両方をキーウォーカーに返却するものとします。また、キーウォーカーは、お客様または第三者の故意あるいは過失による場合は、保証の責任を負わないものとします。

## 6. 責任の制限

(1) お客様は、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、サーバーコンピュータダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）および危険はすべてお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。なお、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用には、本ソフトウェアの瑕疵を修正するための修正プログラムがキーウォーカーより提供されなかったことまたは提供された場合にお客様がその修正プログラムを適用しなかったこともしくは適用したこと、キーウォーカーがサービスを提供しなかったことまたは提供した場合にお客様それを利用しなかったこともしくは利用したこと等を含みます。

(2) いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、キーウォーカー、販売店は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、キーウォーカーは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

## 7. ライセンス情報の守秘義務と不正使用の禁止

お客様は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアの構造・編成等に関する情報、ならびにライセンスに関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはいけません。また本契約書に違反したライセンスの不正使用はこれを一切禁じます。

## 8. 著作権等

(1)本ソフトウェア（プログラム部分および各画面表示部分を含む一切）、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、キーウォーカーに帰属します。

(2)本件知的財産権は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。

## 9. 準拠法および雑則

(1)本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。

(2)本契約書ないし本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合には、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることにお客様もキーウォーカーも合意するものとします。

## 10. その他

お客様が入手した本ソフトウェアに、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、キーウォーカーによって特に本契約と異ならしめるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェアの使用には、本使用許諾契約が優先して適用されるものとします。本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によってのみ、変更することができます。また、販売店がお客様に対して用意している注文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容にいささかの影響をもあたえるものではありません。